

國學院大學大学院

長期履修制度の手引き

自分のペースで、研究を深めるために

國學院大學 大学院事務課

〒150-8440 東京都渋谷区東 4-10-28

TEL : 03 (5466) 0142 [直通]

E-mail : daigakuin-j@kokugakuin.ac.jp

- 目 次 -

1 . 國學院大學大学院 長期履修制度の概要について	・・・ 1
2 . 長期履修制度適用時の本学出身者・学費納入について	・・・ 2
3 . 長期履修制度適用時の他大学出身者・学費納入について	・・・ 7
4 . 長期履修制度に関する Q&A	・・・ 12
5 . 國學院大學大学院 博士前期課程（修士課程）長期履修の 取扱いに関する規程（大学院学則第 3 条第 6 項及び第 7 項）	・・・ 17

1. 國學院大學大学院 長期履修制度の概要について

國學院大學大学院では、博士前期課程の在学に際して就業・育児・介護・心身の障害により十分な学修時間の確保に不安を抱える受験者・在學生を対象とした「長期履修制度」を設けております。標準修業年限の延長（2年 3年又は4年）によって、時間的余裕をもった計画的な教育課程の履修・修了を可能とする制度となっておりますので、申請希望者におかれましては、以下要領を確認のうえで必要書類をご提出ください。各研究科委員会にて可否を決定いたします。

1. 対象者：下記いずれかの条件に該当する、博士前期課程の入学希望者及び在學生

- (1) 被雇用者、自営業者その他フルタイムの職業に就いている者
- (2) アルバイト等で就業している者であって、その負担により修学に影響がある者
- (3) 出産、育児又は親族の介護を行う必要がある者
- (4) 心身の機能に障がいがある者
- (5) その他前4号に準ずる事情により、修業年限の延長を必要とする者

2. 申請方法：

(1) 入学希望者の場合

大学院入試出願時に、大学院学生募集要項上で案内している「所定用紙：長期履修申請書」と申請理由を証明する添付書類（例：在職証明書、母子手帳・障害者手帳の写し）をご提出ください。

(2) 在學生の場合

大学院事務課に問い合わせのうえ、博士前期課程の1年次11月～12月の事務開室日に「所定用紙：長期履修申請書（入学後）」と申請理由を証明する添付書類（例：在職証明書、母子手帳・障害者手帳の写し）をご提出ください。

個人情報の取扱いについて

國學院大學では「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人情報の適正な取扱いに努め、安全管理のために必要な措置を講じています。申請の際に提出された個人情報は、本制度の審査及び在学中の在籍管理以外の用途では使用いたしません（この利用目的の範囲を超えて使用すること、本人の同意を得ずに第三者に提供することはありません）。

2. 長期履修制度適用時の本学出身者・学費納入について

博士前期課程：学費等納付金額

(単位：円)

項目		総額	備考
学 費	入学金	100,000	初年度のみ
	授業料	505,000	長期履修年数での
	施設設備費	100,000	支払い対象項目
	維持運営費	10,000	毎年度

- 入学時から長期履修制度を利用 -

通常（標準修業年限2年）の場合：長期履修制度適用項目の学費

(単位：円)

授業料+施設設備費		
1年次	2年次	総額
605,000	605,000	1,210,000

算出根拠：

年間授業料 505,000 円 + 年間施設設備費 100,000 円 = 各年度 605,000 円

長期履修（3年修了生）の場合：長期履修制度適用項目の学費

(単位：円)

授業料+施設設備費			
1年次	2年次	3年次	総額
403,400	403,400	403,400	1,210,200

算出根拠：

①年間授業料

通常の間年授業料 505,000 円 × 標準修業年限 2 年 ÷ 長期履修期間 3 年 336,700 円

②年間施設設備費

通常の間年施設設備費 100,000 円 × 標準修業年限 2 年 ÷ 長期履修期間 3 年 66,700 円

≪①年間授業料 + ②施設設備費≫ 336,700 円 + 66,700 円 = 403,400 円

長期履修（4年修了生）の場合：長期履修制度適用項目の学費

(単位：円)

授業料+施設設備費				
1年次	2年次	3年次	4年次	総額
302,500	302,500	302,500	302,500	1,210,000

算出根拠：

①年間授業料

通常の年間授業料 505,000 円 × 標準修業年限 2 年 ÷ 長期履修期間 4 年 = 252,500 円

②年間施設設備費

通常の年間施設設備費 100,000 円 × 標準修業年限 2 年 ÷ 長期履修期間 4 年 = 50,000 円

≪①年間授業料 + ②施設設備費≫ 252,500 円 + 50,000 円 = 302,500 円

入学後に長期履修期間の短縮を希望した場合

長期履修（3年修了生）が在学期間を2年とする場合：長期履修制度適用項目の学費

(単位：円)

授業料+施設設備費		
1年次	2年次	総額
403,400	806,600	1,210,000
1	2	

算出根拠：

1 長期履修（3年修了生）の年間授業料 336,700 円 + 年間施設設備費 50,000 円 = 403,400 円

2

①年間授業料

通常の年間授業料 505,000 円 + 通常時との差額 (505,000 円 - 336,700 円) = 673,300 円

②年間施設設備費

通常の年間施設設備費 100,000 円 + 通常時との差額 (100,000 円 - 66,700 円) = 133,300 円

≪①年間授業料 + ②施設設備費≫ 673,300 円 + 133,300 円 = 806,600 円

長期履修（4年修了生）が在学期間を3年とする場合：長期履修制度適用項目の学費

(単位：円)

授業料+施設設備費			
1年次	2年次	3年次	総額
302,500	504,300	403,400	1,210,200
1	2	3	

算出根拠：

1 長期履修（4年修了生）の年間授業料 252,500 円 + 年間施設設備費 50,000 円 = 302,500 円

2

①年間授業料

長期履修（3年修了生）の年間授業料 336,700 円 + 通常時との差額（336,700 円 - 252,500 円）

= 420,900 円

②年間施設設備費

長期履修（3年修了生）の年間施設設備費 66,700 円 + 通常時との差額（66,700 円 - 50,000 円）

= 83,400 円

≪①年間授業料 + ②施設設備費≫ 420,900 円 + 83,400 円 = 504,300 円

3 長期履修（3年修了生）の年間授業料 336,700 円 + 年間施設設備費 50,000 円 = 403,400 円

入学後に長期履修期間の延長を希望した場合

長期履修（3年修了生）が在学期間を4年とする場合：長期履修制度適用項目の学費

(単位：円)

授業料+施設設備費				
1年次	2年次	3年次	4年次	総額
403,400	302,500	302,500	302,500	1,310,900
1	2			

算出根拠：

1 長期履修（3年修了生）の年間授業料 336,700 円 + 年間施設設備費 66,700 円 = 403,400 円

2 長期履修（4年修了生）の年間授業料 252,500 円 + 年間施設設備費 50,000 円 = 302,500 円

当初予定の長期履修期間中に修了できなかった場合

長期履修（3年修了生）が在学期間を1年延長する場合：長期履修制度適用項目の学費

(単位：円)

授業料+施設設備費				
1年次	2年次	3年次	4年次	総額
403,400	403,400	403,400	403,400	1,613,600

算出根拠：

長期履修（3年修了生）の年間授業料 336,700 円 + 年間施設設備費 66,700 円 = 403,400 円

長期履修（3年修了生）が在学期間を最長の3年延長とする場合：長期履修制度適用項目の学費

(単位：円)

授業料+施設設備費						
1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	総額
403,400	403,400	403,400	403,400	403,400	403,400	2,420,400

算出根拠：

長期履修（3年修了生）の年間授業料 336,700 円 + 年間施設設備費 66,700 円 = 403,400 円

長期履修（4年修了生）が在学期間を1年延長する場合：長期履修制度適用項目の学費

(単位：円)

授業料+施設設備費					
1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	総額
302,500	302,500	302,500	302,500	302,500	1,512,500

算出根拠：

長期履修（4年修了生）の年間授業料 252,500 円 + 年間施設設備費 50,000 円 = 302,500 円

長期履修（4年修了生）が在学期間を最長の2年延長とする場合：長期履修制度適用項目の学費

(単位：円)

授業料+施設設備費						
1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	総額
302,500	302,500	302,500	302,500	302,500	302,500	1,815,000

算出根拠：

長期履修（4年修了生）の年間授業料 252,500 円 + 年間施設設備費 50,000 円 = 302,500 円

- 在学途中から長期履修制度を利用 -

通常（標準修業年限 2 年）が 3 年次修了を希望した場合：長期履修制度適用項目の学費

(単位：円)

授業料+施設設備費			
1年次	2年次	3年次	総額
605,000	403,400	403,400	1,411,800
1	2		

算出根拠：

- 1 通常の年間授業料 505,000 円 + 年間施設設備費 100,000 円 = 各年度 605,000 円
- 2 長期履修（3 年修了生）の年間授業料 336,700 円 + 年間施設設備費 66,700 円 = 403,400 円

通常（標準修業年限 2 年）が 4 年次修了を希望した場合：長期履修制度適用項目の学費

(単位：円)

授業料+施設設備費				
1年次	2年次	3年次	4年次	総額
605,000	302,500	302,500	302,500	1,512,500
1	2			

算出根拠：

- 1 通常の年間授業料 505,000 円 + 年間施設設備費 100,000 円 = 各年度 605,000 円
- 2 長期履修（4 年修了生）の年間授業料 252,500 円 + 年間施設設備費 50,000 円 = 302,500 円

3. 長期履修制度適用時の他大学出身者・学費納入について

博士前期課程：学費等納付金額

(単位：円)

項目		総額	備考
学 費	入学金	200,000	初年度のみ
	授業料	505,000	長期履修年数での
	施設設備費	200,000	支払い対象項目
	維持運営費	10,000	毎年度

上記に加えて、大学院入学時に別途諸費[院友会(同窓会)入会金]10,000円がかかります。

- 入学時から長期履修制度を利用 -

通常(標準修業年限2年)の場合：長期履修制度適用項目の学費

(単位：円)

授業料+施設設備費		
1年次	2年次	総額
705,000	705,000	1,410,000

算出根拠：

年間授業料 505,000円 + 年間施設設備費 200,000円 = 各年度 705,000円

長期履修(3年修了生)の場合：長期履修制度適用項目の学費

(単位：円)

授業料+施設設備費			
1年次	2年次	3年次	総額
470,100	470,100	470,100	1,410,300

算出根拠：

①年間授業料

通常の年間授業料 505,000円 × 標準修業年限 2年 ÷ 長期履修期間 3年 = 336,700円

②年間施設設備費

通常の年間施設設備費 200,000円 × 標準修業年限 2年 ÷ 長期履修期間 3年 = 133,400円

《①年間授業料 + ②施設設備費》 336,700 円 + 133,400 円 = 470,100 円

長期履修（4年修了生）の場合：長期履修制度適用項目の学費

(単位：円)

授業料+施設設備費				
1年次	2年次	3年次	4年次	総額
352,500	352,500	352,500	352,500	1,410,000

算出根拠：

①年間授業料

通常の年間授業料 505,000 円 × 標準修業年限 2 年 ÷ 長期履修期間 4 年 = 252,500 円

②年間施設設備費

通常の年間施設設備費 200,000 円 × 標準修業年限 2 年 ÷ 長期履修期間 4 年 = 100,000 円

《①年間授業料 + ②施設設備費》 252,500 円 + 100,000 円 = 352,500 円

入学後に長期履修期間の短縮を希望した場合

長期履修（3年修了生）が在学期間を2年とする場合：長期履修制度適用項目の学費

(単位：円)

授業料+施設設備費		
1年次	2年次	総額
470,100	939,900	1,410,000
1	2	

算出根拠：

1 長期履修（3年修了生）の年間授業料 336,700 円 + 年間施設設備費 133,400 円 = 470,100 円

2

①年間授業料

通常の年間授業料 505,000 円 + 通常時との差額 (505,000 円 - 336,700 円) = 673,300 円

②年間施設設備費

通常の年間施設設備費 100,000 円 + 通常時との差額 (200,000 円 - 133,400 円) = 266,600 円

《①年間授業料 + ②施設設備費》 673,300 円 + 266,600 円 = 939,900 円

長期履修（4年修了生）が在学期間を3年とする場合：長期履修制度適用項目の学費

(単位：円)

授業料+施設設備費			
1年次	2年次	3年次	総額
352,500	587,700	470,100	1,410,300
1	2	3	

算出根拠：

1 長期履修（4年修了生）の年間授業料 252,500円 + 年間施設設備費 100,000円 = 352,500円

2

①年間授業料

長期履修（3年修了生）の年間授業料 336,700円 + 通常時との差額（336,700円 - 252,500円）
= 420,900円

②年間施設設備費

長期履修（3年修了生）の年間施設設備費 133,400円 + 通常時との差額（133,400円 - 100,000円） = 166,800円

≪①年間授業料 + ②施設設備費≫ 420,900円 + 166,800円 = 587,700円

3 長期履修（3年修了生）の年間授業料 336,700円 + 年間施設設備費 133,400円 = 470,100円

入学後に長期履修期間の延長を希望した場合

長期履修（3年修了生）が在学期間を4年とする場合：長期履修制度適用項目の学費

(単位：円)

授業料+施設設備費				
1年次	2年次	3年次	4年次	総額
470,100	352,500	352,500	352,500	1,527,600
1	2			

算出根拠：

1 長期履修（3年修了生）の年間授業料 336,700円 + 年間施設設備費 133,400円 = 470,100円

2 長期履修（4年修了生）の年間授業料 252,500円 + 年間施設設備費 100,000円 = 352,500円

当初予定の長期履修期間中に修了できなかった場合

長期履修（3年修了生）が在学期間を1年延長する場合：長期履修制度適用項目の学費

(単位：円)

授業料+施設設備費				
1年次	2年次	3年次	4年次	総額
470,100	470,100	470,100	470,100	1,880,400

算出根拠：

長期履修（3年修了生）の年間授業料 336,700 円 + 年間施設設備費 133,400 円 = 470,100 円

長期履修（3年修了生）が在学期間を最長の3年延長とする場合：長期履修制度適用項目の学費

(単位：円)

授業料+施設設備費						
1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	総額
470,100	470,100	470,100	470,100	470,100	470,100	2,820,600

算出根拠：

長期履修（3年修了生）の年間授業料 336,700 円 + 年間施設設備費 133,400 円 = 470,100 円

長期履修（4年修了生）が在学期間を1年延長する場合：長期履修制度適用項目の学費

(単位：円)

授業料+施設設備費					
1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	総額
352,500	352,500	352,500	352,500	352,500	1,762,500

算出根拠：

長期履修（4年修了生）の年間授業料 252,500 円 + 年間施設設備費 100,000 円 = 352,500 円

長期履修（4年修了生）が在学期間を最長の2年延長とする場合：長期履修制度適用項目の学費

(単位：円)

授業料+施設設備費						
1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	総額
352,500	352,500	352,500	352,500	352,500	352,500	2,115,000

算出根拠：

長期履修（4年修了生）の年間授業料 252,500 円 + 年間施設設備費 100,000 円 = 352,500 円

- 在学途中から長期履修制度を利用 -

通常（標準修業年限2年）が3年次修了を希望した場合：長期履修制度適用項目の学費

(単位：円)

授業料+施設設備費			
1年次	2年次	3年次	総額
705,000	470,100	470,100	1,645,200
1	2		

算出根拠：

- 1 通常の年間授業料 505,000 円 + 年間施設設備費 200,000 円 = 各年度 705,000 円
- 2 長期履修（3年修了生）の年間授業料 336,700 円 + 年間施設設備費 133,400 円 = 470,100 円

通常（標準修業年限2年）が4年次修了を希望した場合：長期履修制度適用項目の学費

(単位：円)

授業料+施設設備費				
1年次	2年次	3年次	4年次	総額
705,000	352,500	352,500	352,500	1,762,500
1	2			

算出根拠：

- 1 通常の年間授業料 505,000 円 + 年間施設設備費 200,000 円 = 各年度 705,000 円
- 2 長期履修（4年修了生）の年間授業料 252,500 円 + 年間施設設備費 100,000 円 = 352,500 円

4. 長期履修制度に関する Q&A

制度について

Q1. 長期履修制度とはどのような制度ですか？

就労・育児・介護・心身の障がいなどの理由により、大学院生活における学修時間の確保に不安を抱えている入学希望者や在學生に配慮した制度となっております。

長期履修が認められると、博士前期課程の標準修業年限「2年」が「3年」または「4年」に延長され、年間の学費等納付金の負担軽減や長期的な研究計画の実現が期待できます(修了までにかかる学費等納付金は、通常の場合と同程度になります)。

Q2. 長期履修制度を利用した場合の学費を教えてください。

長期履修申請が認められた場合、在籍期間として認められた年数(3年または4年)をかけて、標準修業年限で入学した際と同一の授業料・施設設備費の総額を支払っていただくこととなります。なお、入学金・維持運営費・諸費は通常入学時と同様の負担となりますので、予めご了承ください。

対象について

Q3. 長期履修制度を利用できる課程と研究科を教えてください。

博士前期課程のすべての研究科で利用できる制度です。博士後期課程では利用できません。

Q4. 長期履修制度の対象となるのは、どのような場合でしょうか？

下記の ~ の方が対象となります。

- ① フルタイム(被雇用者、自営業者 他)及びアルバイト・パートタイムの就業に伴い、修学に影響がある方
- ② 出産・育児又は親族の介護を行う必要がある方
- ③ 心身の機能に障がいがある方

Q5. フルタイムの勤務ではないパートタイム勤務でも、長期履修制度の申請は通りますか？

パートタイムでの勤務が生計維持の収入となっており、修学に時間的な制限をもたらす可能性が認められる場合には、長期履修申請の対象となります。他方で、修学に影響を与えない範囲でアルバイトやパートタイムに従事する方の制度適用は、認められません。

Q6. 外国人留学生も長期履修制度の申請はできますか？

恐れ入りますが、在留資格が「留学」の外国人留学生の方は申請対象外としております。在留資格が「人文知識・国際業務」「日本人の配偶者等」の査証の方は申請可能です。

申請について

Q7. 長期履修制度を利用して入学したいと思っています。

申請手続きについて教えてください。

大学院入学試験の出願時に、出願書類と併せて以下必要書類をご提出ください。

(1) 長期履修申請・計画書

(2) (1) で記載した申請理由を証明する書類

例：在職証明書（仕事を理由とする場合） 母子手帳の写し（出産・育児を理由とする場合） 障害者手帳の写し（障がい理由とする場合）

Q8. すでに在学中なのですが、長期履修制度への移行は認められますか？

令和5年度以降に入学後、長期履修制度の対象要件に該当することになった方については、長期履修申請が可能です。申請にあたっては、長期履修制度が適用となった場合の履修計画及び研究計画を、指導教員に事前にご相談ください。なお、年度途中での移行は認められませんので、1年次の11月～12月の事務開室日に必要書類（大学院事務課にて書式保管）をご提出ください。

Q9. 就職活動中なのですが、長期履修制度への申請は可能でしょうか？

就労予定証明または内定通知書等の証明書類が提出できる場合には、申請が可能です。ただし、長期履修が認められたとしても、その後実際に就労しなかった場合には、長期履修制度への適用は取り消されます。

Q10. 長期履修制度の利用申請は、必ず認められますか？

提出された申請書類に基づき、各研究科委員会で承認可否を決定します。必ず認められるわけではありませんのでご注意ください。なお、入学希望者に対する制度適用可否の審議結果は、大学院入学試験の合格発表通知書上でお知らせします。

長期履修期間の変更(延長・短縮)

Q11. 在学中に長期履修期間を変更（短縮・延長）することはできますか？

長期履修を認められた学生が、在籍期間を短縮・延長しようとする場合には、指導教員に長期履修期間を変更した場合の履修計画及び研究計画について事前に相談を行ったうえで、大学院事務課に問い合わせ、以下所定の期間に申請手続きを進めてください（年度途中での変更は不可）。短縮・延長の可否は、長期履修制度の申請可否と同様に各研究科委員会で決定されます。

短縮申請期間：短縮希望の前年度の11月～12月の事務開室日

例：2年次以降、登録在籍期間を4年3年に変更したいと思った場合...1年次12月まで

期間短縮に伴い、当該年度末の修了希望となる場合には、4月～5月の事務開室日を受付期間とするため、ご注意ください。

例：3年次に在籍期間を4年 3年に変更したいと思った場合...3年次5月まで
2年次に在籍期間を3年 2年に変更したいと思った場合...2年次5月まで

延長申請期間：延長希望の前年度の11月～12月の事務開室日

Q12．長期履修期間の変更（短縮・延長）申請は、在学中に何回申請できますか？

1回のみ申請できます。

履修・学生生活について

Q13．長期履修制度を利用する場合、最長で何年間在学できますか？

また、修了延期となった場合の学費はどうなりますか？

長期履修を認められた学生の最長在学年限は6年です（休学期間を除く）。

それ以上の在学は認められません。

長期履修の修業年限内に修了できず、修了延期となった際の学費には、最終年度の授業料・施設設備費が繰り返し適用されます。

Q14．長期履修制度を利用する場合、9月に修了することはできますか？

長期履修制度の適用者は、9月修了の申請を行うことができません。

Q15．長期履修制度を利用する場合、年間の履修単位数の上限は決まっていますか？

通常入学時と同様、単位の上限は設けておりません。

Q16．単位の修得や修士論文の執筆はどのように進めればよいのでしょうか？

通常時と同様、入学後に指導教員と相談しながら、具体的な学修計画を作成していくこととなります。博士前期課程1年目に必要単位を概ね修得したうえで、2年目以降に集中して論文作成に取り組んだり、必要単位を修業年限内で分散して修得したりすることも可能です。

Q17．長期履修制度利用中に、学内外の奨学金に応募することは可能でしょうか？

特に制限事項が記載されていない場合には、申請可能です。ただし、「授業料の %相当を支給」と定めている奨学金においては、支給額が当該年度の授業料に基づき算定されるため、通常入学の院生とは異なる金額の支給となる旨、ご了承ください。

Q18．図書館や学生研究室の利用等、学生生活を送るうえで通常入学の院生と異なるこ

とはありますか？

特にごさいません。学内の施設設備の利用や、研究会への出席、紀要等の論文投稿の機会についても、通常入学時と同様です。

休学の扱いについて

Q19．休学期間は長期履修期間の年限に含まれますか？

休学期間は在学期間に算入されないため、長期履修期間（3年または4年）の年限には含まれません。

Q20．長期履修制度を利用して休学する場合、復学後も長期履修が継続できますか？

その場合、学費は長期履修制度適用後の金額が適用されますか？

休学を挟んでも、長期履修制度の登録状況は継続します。休学から復学した後の学費は、長期履修制度利用時の学費が適用となります。

Q21．休学する際の学費を教えてください。

休学期間中の学費（授業料、施設設備費及び維持運営費）全額が免除される代わりに、休学在籍料〔通年：100,000円 / 半期：50,000円〕が発生します。詳細は休学承認後に学内担当部署から届く通知書にてご確認ください。

退学の扱いについて

Q22．長期履修制度適用中に退学し、再入学後も長期履修制度の利用を希望する場合、在学期間はどうなるのでしょうか？

長期履修期間中に退学し、再入学が認められた場合には、再入学後も長期履修制度の適用が認められます。ただし、退学前の在学期間と再入学後の在学期間の合計は上限6年となりますので、ご注意ください。

例：長期履修（3年修了生）だったが、1年次終了時に退学した場合

再入学時は「2年次」からスタート。

退学前の在学期間と再入学後の在学期間の合計が3年に達し、且つ修了要件を満たしていれば、修了可能となる（6年に達して修了要件を満たさない場合には、在学期間満了による退学となる）。

Q23．長期履修制度を利用中に退学した場合、通常学費（長期履修制度を利用しない場合の学費）との差額の追加納入は発生しますか？

差額の追加納入は生じません。

Q24．退学してから再入学するまでの間に学費改定があった場合には、改定後の学費が

適用となりますか？

再入学時の学費が適用となります。

國學院大學大学院 博士前期課程(修士課程)長期履修の取扱いに関する規程(大学院学則第3条第6項及び第7項)

令和4年6月8日

(趣旨)

第1条 この規程は、國學院大學大学院学則(以下「大学院学則」という。)第3条第6項及び第7項に基づき、博士前期課程(修士課程)の長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象学生及び手続き)

第2条 長期履修を申請することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1)被雇用者、自営業者その他フルタイムの職業に就いている者
- (2)アルバイト等で就業している者であって、その負担により修学に影響がある者
- (3)出産、育児又は親族の介護を行う必要がある者
- (4)心身の機能に障がいがある者
- (5)その他前4号に準ずる事情により、修業年限の延長を必要とする者

2 長期履修を希望する者は、3年修了生又は4年修了生のいずれかを選んだ上で、大学院入試の出願時に申請を行うものとする。

3 各研究科委員会は、長期履修を希望する者の申請に基づき、その可否を決定する。

4 第2項の規定にかかわらず、本大学院入学後に、第1項各号の一に該当することになった者は、長期履修を申請することができる。ただし、年度途中での移行は認めない。各研究科委員会は、長期履修を希望する者の申請に基づき、その可否を決定するが、修業年限の延長を必要とする理由が学業懈怠等、申請者の責めに帰すべき事由による場合には、これを許可しないものとする。

(修業年限及び在学年限)

第3条 長期履修を認められた者の修業年限は、大学院学則第3条第5項の規定にかかわらず、3年修了生については3年と、4年修了生については4年と、それぞれ延長する。

2 前条第4項の規定に基づき本学入学後に長期履修が認められた場合には、長期履修が認められる前に在学した期間を年単位で修業年限に含めるものとする。

(学費)

第4条 長期履修生の学費のうち、授業料及び施設設備費の年額については、大学院学則第29条別表に定める額に2を乗じて得た額を認められた修業年限の年数(3年修了生については3、4年修了生については4)で除した額とし、100円未満の端数があるときは、こ

れを切り上げるものとする。

- 2 入学金と維持運営費については、修業年限の延長にかかわらず、大学院学則第29条別表のとおりとする。
- 3 大学院入学後に長期履修を認められた者についても、学費の年額は前2項に定める額とする。
- 4 長期履修を認められた者が、延長された修業年限内に修了できず、修了延期となったときは、最終年度の授業料及び施設設備費を繰り返し適用する。

(修業年限の短縮)

第5条 長期履修生が修業年限の短縮を希望する場合には、各研究科委員会は、これを認めることができる。

- 2 前項の規定により、履修期間の短縮を認める場合は、大学院学則第29条別表に定める授業料及び施設設備費の年額に2を乗じた額のうち、未納付分を修了までに納付することを条件とする。

(長期履修許可の取消し)

第6条 長期履修を認められた者が、長期履修に関し虚偽の申請を行ったことが明らかになったときは、各研究科委員会は長期履修の許可を取り消すことができる。

第7条 この規程に定めるもののほか、長期履修の制度に関し必要な事項は、別に定める。

第8条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年度に新たに入学した学生から適用する。